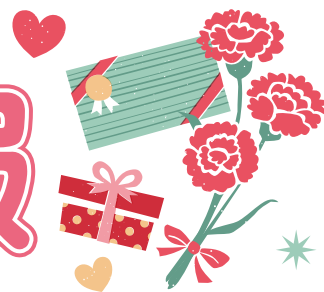




生協連会報



2023

5

<活動報告>

第1回食・消費者委員会開催報告 2

資料1 令和5年度千葉県食品衛生監視指導計画(案)に対する意見 4

資料2 令和5年度千葉市食品衛生監視指導計画(案)に対する意見 7

<ウクライナからの避難者支援プロジェクト>

第9回「お茶しませんか」開催報告 9

No.517



千葉県生協連の主な活動予定 2023.5～2023.7

5月			6月			7月		
日	曜		日	曜		日	曜	
1	月		1	木	MCA無線通信訓練	1	土	
2	火	MCA無線通信訓練	2	金	ウクライナ支援「お茶しませんか」第12回幹事会	2	日	
3	水		3	土		3	月	
4	木		4	日		4	火	MCA無線通信訓練
5	金		5	月		5	水	
6	土		6	火		6	木	
7	日		7	水		7	金	ウクライナ支援「お茶しませんか」第13回幹事会
8	月		8	木	コープみらい総代会/千葉県庁生協総代会	8	土	
9	火		9	金		9	日	
10	水		10	土		10	月	
11	木	サポ・ちば理事会	11	日	サポ・ちば第7回通常総会	11	火	
12	金	第4回フードドライブキャンペーン実行委員会/ウクライナ支援「お茶しませんか」第11回幹事会	12	月		12	水	
13	土	「Z世代の傾向」学習会	13	火	パルシステム千葉総代会	13	木	
14	日		14	水		14	金	
15	月	第1回地域・まちづくり委員会	15	木	東都生協総代会	15	土	原爆死没者慰霊式典
16	火	第6回理事会/第1回地域生協部会	16	金		16	日	
17	水		17	土	常総生協総代会	17	月	
18	木		18	日		18	火	消費生活協同組合役員研修会
19	金		19	月	なのはな生協総代会	19	水	
20	土		20	火	生活クラブ千葉総代会	20	木	千葉県環境生活部と千葉県生協連役員との懇談会/・第2回理事会
21	日		21	水		21	金	
22	月		22	木	千葉県生協連第74回通常総会/第1回理事会	22	土	
23	火	千葉商科大生協総代会/大規模災害対策協議会	23	金	ちば住宅コープ総代会	23	日	
24	水	東邦大学消費生協総代会	24	土	学校生協総代会/千葉県高齢協総代会/ウクライナ支援第10回茶話会「お茶しませんか」	24	月	
25	木	千葉大学生協総代会	25	日		25	火	
26	金		26	月		26	水	
27	土		27	火		27	木	第2回食・消費者委員会
28	日		28	水		28	金	
29	月		29	木		29	土	
30	火		30	金	千葉大学寄附講座	30	日	
31	水					31	月	

2023年度第1回食・消費者委員会



日 時：2023年4月19日（水）10：00～12：00

開催方法：Zoom を活用した Web 会議

出席者：藤・熊谷（パルシステム千葉）、林（コープみらい）、
（敬称略） 並木・中井（生活クラブ生協）、小林（日本生協連）、 上山・依光（県生協連）

内 容：

2023 年度第 1 回食・消費者委員会では、昨年度末に提出した千葉県及び千葉市の令和 5 年度食品衛生監視指導計画(案)に対する回答をもとに、意見交換をおこないました。

2023 年度食・消費者委員会の活動計画についても検討しました。

1. 千葉県及び千葉市の令和 5 年度食品衛生監視指導計画について

2 月の令和 5 年度食品衛生監視指導計画へのパブリックコメントに対し提出した意見に対する回答について、内容の確認をおこないました。事務局から計画案に大きな修正はなかったこと、千葉市及び千葉県からは提言したすべての意見に回答があったこと、特に千葉市からは消費者への HACCP についての周知に関して「事業者の取り組み状況について事例を挙げて消費者に伝えることについては、今後検討していく」といった前向きな回答が示されてことなどを説明しました。

またパルシステム千葉からは、千葉県に提出した意見書について、今回は最近見聞きするようになった昆虫食のアレルギ-について提言したとの説明がありました。「少しでも提言の件数を上げ、意思表示することが大切という考えのもとで、組合員理事から意見を集めて作成した」との話がありました。

委員会としても、リスクコミュニケーションとして継続する必要性を再確認しました。

2. 2022 年度の学習の振り返りと 2023 年度の活動について

2022 年度食・消費者委員会活動の振り返った後、2023 年度委員会(2 回～5 回)で取り上げる学習テーマについて意見交換をおこないました。

《出された主な意見》

- ・22 年度に学習した「みどりの食料システム」の学習は、県の取り組みの内容がわかってよかった。私たちの活動に結びついていることに気が付いた。
- ・県や国の施策など、活動の中で聞けない話を聴けること、委員以外の役職員も参加できたことが良かった。
- ・成年年齢引き下げ後の今の若者の被害状況を知りたい。若者がバイト感覚で加害者になる事例も聞く。高齢化が進んでくると高齢者の被害が増加する。若者・高齢者に関する被害について学ぶこともよいのではないかな。
- ・消費生活相談の DX 化について気になる。キャッシュレス、ネットショッピングの表示など、どのようになっているか知りたい。
- ・オーガニック給食の先進事例を学んでみたい。
- ・見学先は、成田空港検疫所、農業試験場、いすみ市の高秀牧場などがよい。



意見交換の後、年度内の日程及びテーマについて、下記の通り確認しました。

第2回 7月27日 A.M.	最近の消費者被害、消費生活相談のDX化、キャッシュレス、ネットショッピング
第3回 8月25日(1日)	見学：成田空港検疫所、農業試験場、高秀牧場など
第4回 9月〇日 P.M.	再生エネルギーの供給と価格について(電気料金の価格の仕組みなど)
第5回 11月〇日 P.M.	食品表示の法改正後の動向(ゲノム編集食品の表示、オーガニックなど)
第6回 2024年2月15日 A.M.	食品衛生監視指導計画に関する行政との懇談

これらをもとに事務局が起案し、委員に確認の上で講師依頼など、準備を進めます。

3. 各生協からの報告

○生活クラブ生協

- ・ 2月20日(月)にCSまちデザインの近藤恵津子さんを講師に、4月から変わるGM表示の学習会をオンラインと実参加のハイブリッドで開催し、70人を超える参加がありました。
- ・ 3月27日(月)には農薬の学習会をオンラインで開催し、120人を超える参加がありました。そもそも農薬とは何なのか、生活クラブとしての考え方や対応について学び、その後の野菜セットの登録に繋げることができました。

○パルシステム千葉

- ・ 2月9日(木)開催「マネーの知識を身につける！(NISA&つみたてNISA)入門講座」に57人の申し込みがあり、48人が参加しました。くらしやお金に関するテーマの関心の高さがうかがえました。
- ・ 3月4日(土)「船橋青少年キャンプ場」を会場と配信を同日開催でおこないました。船橋青少年キャンプ場で実開催に99名の参加、運営に携わったサポーターや自主的活動グループ、地域団体の方20名参加、使用済み油を再利用したキャンドルづくりや木のおもちあそびなど親子で楽しみました。オンラインは2企画25世帯の親子が参加しました。土曜日の親子企画には、父親の参加もあり、家族の時間を提供できました。

○コープみらい

- ・ 2月19日(日)に4年ぶりに「コープみらいフェスタきやっせ物産展」を「みらいへつなごう」をテーマに開催しました。会場には組合員、県民のみなさんに来場いただき「コープみらい10周年記念コーナー」など、ブロック委員出展コーナーやコープみらいにつながりのある生産者やメーカー諸団体の方々が一堂に会し、たくさんの笑顔で賑わいました。

○なのはな生協

- ・ 3月には「檻の中のライオン 憲法ってなんだろう？」と題し、憲法書としては異例のベストセラーとなった「檻の中のライオン」の著者、椋大樹弁護士による講演会をおこないました。また、「さようなら原発全国集会」(代々木公園)へ参加しました。
- ・ 組合員活動交流会を3年ぶりにリアル開催でおこない、今年度の総括と来年度の活動に向けての意見交換をしました。

□ 第2回食・消費者委員会 次回開催(対面) 7月27日(金)10時~12時予定 以上

資料 1

令和 5 年度千葉県食品衛生監視指導計画(案)に対する意見

- 1 送付先 千葉県健康福祉部衛生指導課食品衛生監視班
 (1)住 所 〒 2 6 0 - 8 6 6 7 千葉市中央区市場町 1 番 1 号
 (2)電 話 0 4 3 - 2 2 3 - 2 6 2 6
 (3)ファクシ 0 4 3 - 2 2 7 - 2 7 1 3
 (4)Eメール eisi2@mz.pref.chiba.lg.jp

2 ご意見記入欄

ページ	項 目 名	ご 意 見 の 内 容
	第 3 の 2 「重 点監視指導事 項」の(1) 食中毒予防対 策に係る事項	カンピロバクターによる食中毒を防ぐため、特に鶏肉を扱う 食肉事業者、飲食業者、総菜・弁当製造事業者へのHACCPに 基づく衛生管理の徹底をお願いします。同時に消費者にも、 鶏肉などの生食または加熱不十分な状況で食するリスクにつ いて、継続して注意喚起を図っていただくようお願いいたし ます。 また最近、アニサキスによる食中毒も話題になっています。 輸送経路の発達やコールドチェーンの進歩により、鮮魚を冷 凍せずに生食用として消費者に提供できるようになったこと が、増加の一因とも聞きました。鮮魚を提供する事業者や消 費者に、生で喫食する際の注意喚起の強化をお願いいたしま す。
	第 2 の (3)	コロナ禍により家で食事をする機会が増えたことで、新鮮さ や安さを求め農産物、水産物の直販所の利用が伸びています。 直販所では産直をうたい、集荷業者や市場を通さず、生産者 が直接納品する場合もあるようです。その場合の農水産物の 安全性は、運営者や生産者に任されることとなります。農薬 の不正使用や毒性をもつ農水産物の販売の有無など、直販所 で扱われている農水産物に対しても、監視指導の強化をお願 いします。
	第 2 の (3)	最近ネットでの食品販売も増え、冷凍食品などの無人販売 や自動販売機も見かけます。非対面で販売される食品に対し ても、安全性とともに消費者の手元に届くまで衛生管理の確 認を積極的に実施してください。あわせて消費者に対しても、 家庭までの持ち帰りや喫食までの管理についての注意喚起を お願いします。
	第 2 の (4)	集団給食施設を重点監視指導事項に加えられたことに、賛同 します。学校給食などではカンピロバクター、ノロウイルス、

		<p>ウエルシュ菌による食中毒が発生しやすいといわれています。給食を利用する機会が多い幼児、学童、また施設入所の高齢者、障がい者などリスクの高い方たちの健康を守るためにも、給食施設の重点的な監視をお願いします。</p>
	第2の(7)	<p>医薬品成分が含まれる「いわゆる健康食品」の販売事例も後を絶たず、医薬品成分含有食品のインターネット販売や個人輸入による健康被害も増えています。千葉市でも6月に、インターネットで購入したダイエット用食品に含有していた医薬品成分シブトラミンによる健康被害が発生しました。医薬品成分含有食品、指定成分含有食品、アレルギー成分や栄養成分に関して、表示の有無とともにその内容について監視指導を強化してください。また残念ですが、今回の被害についての危害情報は十分に消費者に届いていないように感じます。今後の被害拡大を招かないためにも、消費者にしっかり危害情報が届くよう、積極的な周知、広報をお願いします。</p>
	第2の(8)	<p>食品リコール(自主回収)食品の最終処理が確実になされているかの確認とともに、食品ロス削減のためにも、届出が必要ない原料原産地、原材料の順番、栄養成分の表示ミスといった安全性に問題ないものが無駄に廃棄されないよう、事業者への助言をお願いします。消費者に対しては、安全性に問題のない食品の利用に関する広報をあわせてお願いします。</p>
	第3の(10)	<p>テイクアウトや宅配(出前)をおこなう一般的な飲食店だけでなく、最近増えているキッチンカーも、対象として計画に加えてください。キッチンカーは消費者にとって利便性のある販売方法だと思います。しかし、調理作業と販売とが限られた狭いスペースの中でおこなわれることもあり、その衛生管理は消費者にとって大変気になる部分です。改正食品衛生法に沿った衛生管理方法の徹底を図るよう、事業者への監視指導をお願いします。購入後でも問い合わせができるよう、屋号、連絡先などを消費者に分かりやすく表示することも指導項目としてください。</p>
	第9の(6)	<p>家庭内でもHACCPに基づく衛生管理の考え方が、食中毒の防止の一助になると考えます。引き続き、消費者にもHACCPに取り組む意義や目的、その成果など、広報をお願いします。また、食品事業者においてHACCPの考え方を取り入れた衛生管理がどのように実施されているのか、県がどのように事業者を支援しているのか、具体的な事例を挙げて消費者に分かりやすく報告することも、消費者に対するHACCPの普及啓発につながると考えます。</p>

第9の(7)	千葉県は自然が豊かなため、個人が海産物や野草などを採取して喫食する機会が多くみられます。また、南房総市で生きたフグが鮮魚店で売られている事案も発生しました。すでに常識とされていることでも、繰り返して注意喚起することも必要です。有毒物質を含むと思われる食品等の注意喚起は、計画の通り、関係部署等と連携を図りながら強化、継続をお願いします。
第9 その他	様々なステークホルダーがお互いの立場から、食の安全について共に考えていくことが必要です。意見交換の機会を増やすこと、合わせて行政、食品事業者と市民の三者によるリスクコミュニケーションについてもご検討ください。また、県民への周知については、生協をはじめとする消費者団体への情報提供や広報の協力要請も一案と考えます。また食の安全に関する情報(法制度の解説、食中毒事例の解説など)はもちろん、最新の知見などについて速やかな情報提供、消費者教育の一環として学習講演会などの企画を、庁内連携の下で関係部署と共に取り組んでいただくよう要望します。
第12の(1, 2)	新型コロナウイルス感染症が落ち着き、人々の行動も変化し会食などの機会も増えると考えます。食品衛生関連業務の補完や強化のためにも、県本課及び保健所、衛生研究所などの人員、予算の一層の強化をお願いします。

4 ご意見提出者

(1) 氏名 (法人の場合は法人名及び営業所名)

千葉県生活協同組合連合会 専務理事 上山精一

(2) 住所 (法人の場合は本社又は営業所の住所)

千葉県千葉市中央区中央4-13-10

千葉県教育会館5階

(3) 電話番号 (法人の場合は本社又は営業所の電話番号)

043-224-7753

令和5年度千葉市食品衛生監視指導計画(案)に対する意見

意見提出者 千葉県生活協同組合連合会 専務理事 上山精一
住所 千葉市中央区中央4-13-10千葉県教育会館5F
電話 043-224-7753

千葉市におかれましては、日頃より食の安全を守るため尽力されていることに対し、心から敬意を表します。また、私共生活協同組合の事業や活動へのご協力、ご指導いただきお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症と共存する生活様式が定着し、食生活も大きく変化しています。中食やデリバリー、冷凍食品など食品の販売形態や種類の幅が広がり、消費者も家庭内での安全管理を学ぶ必要性を感じます。また価格高騰から、食料の安定供給を求める声の高まりとともにフードテックといった新たな食品開発にも関心が寄せられており、消費者としてその安全性についても気になるところです。

このように様々な要因に影響され絶えず変化する食生活ですが、その安全を守る貴市のお取組みがあってこそ、安全で安心な市民生活が担保されていることを改めて感じているところです。

早速ですが、令和5年度千葉市食品衛生監視指導計画(案)に対して、以下の通り意見を述べさせていただきます。

- (1) 改正食品衛生法の完全施行から1年以上経過しました。食品事業者において HACCP の考え方を取り入れた衛生管理がどのように実施されているのか、その実施状況について消費者に分かりやすく報告してください。実施率だけでなく、実際に事業者がどのように取り組んでいるのか事例を挙げるなどして、消費者にも HACCP に取り組む意義や目的、成果などを伝えてください。
- (2) 「ウィズコロナ」の生活の中で、デリバリーや持ち帰り販売をおこなう事業者への監視の強化が必要だと考えます。最近ではネットでの食品販売も増え、冷凍食品などの無人販売や自動販売機も見かけます。非対面で販売される食品に対しても、安全性とともに消費者の手元に届くまで衛生管理の確認を積極的に実施してください。あわせて消費者に対しても、家庭までの持ち帰りや喫食までの管理についての注意喚起をお願いします。
- (3) キッチンカーは、消費者にとって利便性のある販売方法だと思います。しかし、調理作業と販売とが限られた狭いスペースの中でおこなわれることもあり、その衛生管理は消費者にとって大変気になる部分です。改正食品衛生法に沿った衛生管理方法の徹底を図るよう、事業者への監視指導をお願いします。購入後でも問い合わせができるよう、屋号、連絡先などを消費者に分かりやすく表示することも指導項目としてください。
- (4) 家で食事をする機会が増えたことで、新鮮さや安さを求め農産物、水産物の直販所の利用が伸びています。直販所では産直をうたい、集荷業者や市場を通さず、生産者が直接納品する場合もあるようです。その場合の農水産物の安全性は、運営者や生産者に任されることとなります。農薬の不正使用や毒性をもつ農水産物の販売の有無など、直販所で扱われている農水産物に対する監視指導の強化をお願いします。

- (5) カンピロバクターによる食中毒を防ぐため、鶏肉を扱う食肉事業者、飲食業者、総菜・弁当製造事業者への HACCP に基づく衛生管理の徹底は、食中毒防止の基本と考えます。同時に、消費者には、鶏肉などの生食または加熱不十分な状況で食するリスクについて、継続して注意喚起を図っていただくようお願いいたします。
- (6) 最近、アニキサスによる食中毒が話題に上ります。輸送経路の発達やコールドチェーンの進歩により、鮮魚を冷凍せずに生食用として消費者に提供できるようになったことが、増加の一因とも聞きました。海近くで生活する千葉市民でもアニキサスについての理解は、未だ不十分です。鮮魚を提供する事業者や消費者に、生で喫食する際の注意喚起の強化をお願いいたします。
- (7) 国による食品リコール（自主回収）情報の届出制度が始まりました。届出情報について、市民に向けた積極的な提供を求めます。食品リコールが実施されていても、情報が届かなければ回収につながりません。気が付かず喫食し身体に危害が及ぶ場合もあるかと思えます。自治会への回覧情報、消費者団体への通知など、地域のステークホルダーの協力を得て注意喚起を図ることもできると思えます。速やかな広報の方法をご検討ください。
- (8) 食品リコール（自主回収）食品の最終処理が確実になされているか、確認されるようお願いいたします。また、届出が必要ない原料原産地、原材料の順番、栄養成分の表示ミスといった安全性に問題ない場合は、ポップやシールなど簡便な修正が認められています。食品ロス削減のため、事業者への助言はもちろん、消費者に対しても安全性に問題のない食品の利用に関する広報をお願いいたします。
- (9) アレルギー表示や栄養成分表示に関して、表示の有無とともにその真正性の担保についても監視指導を強化してください。また医薬品成分が含まれる「いわゆる健康食品」の販売事例も後を絶たず、医薬品成分含有食品のインターネット販売や個人輸入による健康被害も増えています。千葉市でも6月に、インターネットで購入したダイエット用食品に含有していた医薬品成分シブトラミンによる健康被害が発生しました。残念ですが、その危害情報は十分に消費者に届いていないように感じます。今後の被害拡大を招かないためにも、市のホームページ上での注意喚起情報の発信とともに、消費者にしっかり危害情報が届くような積極的な公表をお願いいたします。
- (10) 様々なステークホルダーがお互いの立場から、食の安全について共に考えていくことが必要です。意見交換の機会を増やすこと、合わせて行政、食品事業者と市民の三者によるリスクコミュニケーションについてもご検討ください。また、食の安全に関する情報（法制度の解説、食中毒事例の解説など）はもちろん、最新の知見などについて速やかに情報提供いただくと市民の安心感や学びにつながります。消費者教育の一環として学習講演会などの企画を、庁内連携の下で消費生活センター、環境保健研究所と一緒に取り組んでいただくよう要望します。
- (11) 今、法改正により、食品安全行政の業務が増加しています。また、食に関する新たな技術開発や生産・流通・販売に関する状況も急変しています。職員の資質向上はもちろん、食品衛生監視員や食品衛生推進員を含め、指導・支援・助言ができる人材の育成がより一層必要になると考えます。専門職員の育成、また増員を計画してください。新型コロナウイルス感染症も引き続き対応が求められることも予想されます。食品衛生関連業務の補完や強化のためにも、生活衛生課及び保健所、環境保健研究所の人員、予算の一層の強化をお願いいたします。 以上



ウクライナからの避難者支援プロジェクト 第9回「お茶しませんか」開催報告

16 平和と公正を
すべての人に



千葉県生協連では県内の行政や諸団体とともに、ウクライナから避難されてきた方の支援「お茶しませんか」プロジェクトに参加しています。

4月29日に第9回『お茶しませんか』茶話会を開催しウクライナの方18人とスタッフで総勢27人が参加しました。当日は昼食をみんなで食べて、フクダ電子アリーナに移動し、『ジェフユナイテッド市原・千葉 VS 大宮アルディージャ』のサッカー観戦をしました。今回の企画はジェフユナイテッド(株)が趣旨に賛同していただき、無料で招待をしてくれました。当日は天候も良くフクダ電子アリーナでは練習ピッチに入って、選手たちを間近で観ることができました。子どもたちにはジェフからサッカーボールのプレゼントがあり、喜んでもらいました。試合の結果は1-0でジェフユナイテッド市原・千葉が勝ち、みんなで盛り上がりました。



ジェフの社長からあいさつをいただく



子どもたちにサッカーボールのプレゼント



グラウンドピッチ内で練習の見学



観戦の様子



「©JEFUNITED」

～ 訂正のおしらせ ～

2023年4月号に以下の誤りがありましたのでお詫びして、訂正いたします。

◎P11 (3)会員生協の活動報告

○コープみらい 2行目

≪誤≫ 「コープ未来フェスタきゃっせ物産展」

↓

≪正≫ 「コープみらいフェスタきゃっせ物産展」

千葉県生活協同組合連合会組織概要

創 立	1949年
会長理事	首藤 英里子
会 員	12生協
準 会 員	2生協
所 在 地	千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館5階

千葉県生活協同組合連合会会員一覧

生活協同組合コープみらい	千葉県本部所在地 千葉市中央区新田町 36-15 HP アドレス https://mirai.coopnet.or.jp/
生活協同組合パルシステム千葉	所在地：船橋市本町 2-1-1 船橋スクエア 21 4F HP アドレス https://www.palsystem-chiba.coop/
生活クラブ生活協同組合	所在地：千葉市美浜区真砂 5-21-12 HP アドレス https://chiba.seikatsuclub.coop/
なのはな生活協同組合	所在地：千葉市稲毛区長沼原町 678-2 HP アドレス https://nanohana-coop.net/
千葉県庁生活協同組合	所在地：千葉市中央区市場町 1-1 HP アドレス http://www.chibakenseikyo.or.jp/
千葉大学生生活協同組合	所在地：千葉市稲毛区弥生町 1-33 HP アドレス http://www.univcoop.jp/chiba-u/
東邦大学消費生活協同組合	所在地：船橋市三山 2-2-1 HP アドレス https://www.univcoop.jp/toho/
千葉商科大学生生活協同組合	所在地：市川市国府台 1-3-1 HP アドレス http://www.univcoop.jp/cuc/
千葉県学校生活協同組合	所在地：千葉市中央区中央 4-13-10 千葉県教育会館新館 6F HP アドレス https://www.jcgsk.com/
生活協同組合ちば住宅コープ	所在地：船橋市前原西 2-12-7 津田沼第一生命ビルディング 6F HP アドレス http://www.cjcoop.or.jp/
千葉県高齢者生活協同組合	所在地：千葉市美浜区真砂 5-21-12 HP アドレス http://chiba-koureiyou.sakura.ne.jp/
千葉県勤労者共済生活協同組合	所在地：千葉市中央区弁天 1-17-1 HP アドレス http://www.zenrosai.coop/
〈準会員〉東都生活協同組合	所在地：東京都世田谷区船橋 5-28-6 吉崎ビル 4 F HP アドレス http://www.tohto-coop.or.jp/
〈準会員〉常総生活協同組合	所在地：茨城県守谷市本町 281 HP アドレス https://www.coop-joso.jp/



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



チーバくん
ちばSDGs

ホームページを4月1日に
リニューアルしました。



千葉県生活協同組合連合会

千葉市中央区中央 4-13-10 (千葉県教育会館 5F)

tel. 043-224-7753 fax. 043-225-3459

<http://chiba-kenren.jp/>